

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託に関する募集要項

1 委託業務名

平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務

2 業務内容

「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）による。

3 履行期間

委託契約締結の日から平成32年3月31日（火）まで

4 予定価格

6,630千円*（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

※平成31年10月以降に予定される消費税率の改定を見込んだ金額とすること。

5 参加資格要件

「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務」の受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 提案書提出日において本市の競争入札有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 過去5年以内（平成26年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案実績があること。
- (5) 次のいずれかの者を業務責任者として1名、業務実施者として2名以上を業務に配置できること。

ア エネルギー管理士の資格を持つ者

イ 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去5年以内（平成26年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

6 提案書の提出

受託希望者は以下の期限までに「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定要項」（以下「選定要項」という。）第1号様式「平成31年度事

業者排出量削減計画書制度に係る業務受託提案書」（以下「受託提案書」という。）を提出すること。

(1) 提出部数

各4部。ただし、この他に見積書（業務の内訳及び消費税額等を記載した内訳書を含む。）を1部提出すること。

(2) 募集期間

平成31年4月1日（月）から平成31年4月15日（月）午後5時30分まで（必着）

(3) 提出・問合せ先

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地 京都朝日会館5F

京都市環境政策局地球温暖化対策室 特定事業者担当（北村，古）

TEL：075-222-4555，FAX：075-211-9286

E-Mail：ge@city.kyoto.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。）

(5) 提案書に記載する内容

委託仕様書，選定要項及び「平成31年度事業者排出量削減計画書制度に係る業務受託候補者選定における評価基準」（以下「評価基準」という。）に留意し，受託提案書に示す事項を記載した提案書を作成すること。

7 質問

(1) 受付期間

公募開始の日から平成31年4月8日（月）午後5時30分まで（必着）

(2) 質問先

6(3)と同様

(3) 質問方法

質問（様式問わず）は、電子メールによる送信とし、必ず着信確認を行うこと。
なお、回答先担当者の部署、氏名、電話番号を明記すること。

(4) 質問及びそれに対する回答は、質問者に回答するとともに、質問者を特定できる情報を開示せず、その内容のみをホームページで公開する。

8 ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、「6 提案書の提出」に定める受託提案書等の提出後、受託希望者に対して提案内容に関する確認及び補足説明を受けることを主な目的とし、本市が指定する日時においてヒアリングを実施する。

9 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、受託候補者を選定する選定委員会を開催し、提

案書の評価及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を、各選定委員が評価基準に基づき採点した総合計点が、本市が設定した最低基準を上回った者のうち、最大となる者を受託候補者として選定する。ただし、受託希望者が1者の場合にあつては、最低基準を上回ることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断し、受託候補者を選定する。また、評価点の総合計が、最大となる者が2者以上となった場合においては、選定委員会において総合的に判断し、1者を受託候補者として選定する。さらに、本市は選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。

(2) 選定結果通知

受託候補者に選定された1者の受託希望者に対して、受託候補者として選定された旨を選定された日から7日以内に文書により通知する。

また、受託希望者のうち、受託候補者に選定されなかった者に対して選定されなかった理由を付して、受託候補者が選定された日から7日以内に文書により通知する。

10 委託契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、「委託契約書」により委託契約を締結する。委託契約の業務内容は仕様書の内容に基づき、受託候補者より提出された提案書の内容を加味したうえで決定する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、受託候補者以外の提案者と契約に関する協議を順次行う。

11 その他

- (1) 受託提案書に記載された内容は、委託仕様書を構成するものとする。
- (2) 受託提案書について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とする。
- (3) 受託提案書に記載された担当予定者は、その変更合理的な理由があり、かつ同等の業務実施が行えることを条件に本市が承諾する場合を除き、変更することはできない。
- (4) 受託提案書作成に要する費用は受託希望者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しない。返却を希望する場合は、提出時にその旨を申し出ること。
- (6) 提出された書類は、受託候補者の選定作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する場合がある。
- (7) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (8) 受託提案書の提出後、補足資料の提出を求める場合がある。
- (9) 受託提案書作成のため、本市が提供した資料は、本市の承諾なく公表及び使用することを認めない。